

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

保険医等の登録

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良区の役員の退任(二件)

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の認可

開発行為に関する工事の完了(二件)

都市計画事業の認可

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

◇ 正 誤 昭和五十九年九月鳥取県告示第六百七十五号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県薬学総合センター倉吉薬局	倉吉市昭和町二丁目二三七一	昭和五十九年九月十四日

鳥取県告示第七百六十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十九年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
花房純弘	鳥医第三、一二九号	昭和五十九年九月十四日
石原 浩	鳥医第三、一三〇号	昭和五十九年九月十七日
宮城尚裕	鳥業第五五一号	昭和五十九年九月十九日
新宮慶久	鳥業第五五二号	〃
上平志子	鳥業第五五三号	〃

鳥取県告示第七百六十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
下山医院 <small>鳥取県薬学総合センター倉吉薬局</small>	米子市上福原一六七〇—一 倉吉市昭和町二丁目一三七一	昭和五十九年九月二十七日 〃

鳥取県告示第七百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中山町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 尾 古 久 雄 西伯郡中山町羽田井一七九

昭和五十九年八月二十七日退任

鳥取県告示第七百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 小 原 昇 西伯郡大山町唐王七二九

昭和五十九年八月四日退任

鳥取県告示第七百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大山土地改良区の定款の変更を昭和五十九年十月九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東郷町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業東郷（別所）地区区画整理）を昭和五十九年十月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年十一月二十一日 鳥取県指令受都計第三百四十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市高島字道ノ下ノ一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市高島四五―二

妹尾晶子

鳥取県告示第七百六十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年七月三十一日 鳥取県指令受米土維八第五百十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字大沢二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎七三八一

三沢木材有限会社

代表取締役 三沢 進

鳥取県告示第七百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三一五一九 産業中央線

三 事業施行期間

昭和五十九年十月十二日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

境港市誠道町、新屋町字東奥原及び字神内後並びに幸神町地内

2 使用の部分

なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十六号

昭和五十九年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十九年十月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 日時 昭和五十九年十月十六日（火）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 青年リーダー研修会について

鳥取県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定

に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年十月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取市富桑明德支部	吉田 一郎	森中 正春	鳥取市西品治四二一―一―	昭和五十九年九月二十六日	政党の支部

鳥取県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年十月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県支部連合会	代表者の氏名	西村 尚治	坂野 重信	昭和五十九年九月二十六日	政党の支部
会計責任者の氏名	山口 享	広島 了輔			

自由民主党米子市嶺支部	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	伊藤 實	高橋 博隆		
自由民主党米子市成徳支部	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	妹尾 晋	仲田 章		
自由民主党倉吉市成徳支部	〃	〃	横山加年治	松本 宣彦		
自由民主党岸本町支部	会計責任者の氏名	田中 義郎	勝部 亮			
自由民主党鳥取県ときわ会支部	主たる事務所の所在地	米子市末広町一三四	米子市万能町六一二			
〃	会計責任者の氏名	中村 猛	宅野 勉			

正 誤

昭和五十九年九月鳥取県告示第六百七十五号（土地改良事業の工事の完了について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正
四 上 徳永地区 徳長地区